

ORIC情報ネットワーク等設備機器更新業務仕様書

1 本業務の概要

1.1 本業務の目的

岡山県リサーチパークインキュベーションセンター（以下「ORIC」という。）に設置しているネットワーク機器、サーバ機器の老朽化に伴い、安定したサービスの提供が困難となってきていることから、ネットワーク機器等の更新を行う。

1.2 本業務の範囲

本業務の範囲は、ORICに設置しているネットワーク機器等の調達、設計、設置、設定、動作試験等の構築に係る作業及び既存機器の撤去を実施すること（県が保有する資産のため、既存機器の廃棄は県が実施する）。

1.3 本業務受託者の責任範囲

本業務において、本業務受託者が調達し、又は指示した内容若しくは設定した環境の正常動作及び安定動作における責任は、全て本業務受託者が負うこと。

1.4 納品物等

- (1) 本業務の納品物、納品場所、納品時期等は、下表のとおりとすること。
- (2) ドキュメントとしての納品物は、紙及び電子データにより各1部ずつ納品すること。
- (3) 納品場所までの運搬等については、本業務の範囲とすること。
- (4) 本業務の納品物は、所有権又は使用許諾権等は、本県に帰属すること。
- (5) 梱包材等本県が不要と判断する物は、本業務の範囲で回収すること。

	納品物	納品場所	納品時期
1	ネットワーク機器等	ORIC	令和8年2月下旬
2	基本設計書	産業振興課	令和8年3月19日
3	各種初期設定資料（パラメータシート等）	産業振興課	令和8年3月19日
4	業務完了報告書、完成写真等	産業振興課	令和8年3月19日
5	その他、本県が必要とする資料等	産業振興課	適宜

1.5 契約期間等

本業務における契約期間は、契約締結の日から令和8年3月19日までとすること。

1.6 その他、注意事項等

本業務の実施時には、次の事項に注意すること。

- (1) ネットワーク機器等の設計に当たり、既存のネットワーク構成、設定等を十分に確認し、更新後、設定漏れ等による不具合等が発生することが無いようにすること。
- (2) ネットワーク機器等の設置に当たり、岡山情報ハイウェイに接続している他の接続団体等に影響を及ぼさないように、慎重に作業をすること。
- (3) 本業務の実施に当たり、本県デジタル推進課（岡山情報ハイウェイ担当）や岡山情報ハイウェイ運用保守業者、ORICの施設管理者、既存保守事業者等に手続きが必要な場合は、本県において実施するので、必要な事項を申し出ること。
- (4) 本業務を実施するに当たり、岡山情報ハイウェイ運用保守業者やORICの施設管理者、既存保守事業者と密に連携すること。
- (5) 本業務を実施するにあたり、関係各所と協議等が必要となった場合に必要な様式、協

- 議資料等の作成について支援し、必要に応じて、協議等へ参加すること。
- (6) 本業務を実施するにあたり、本仕様書に定めるものの他、疑義等が生じた場合は、本県と協議の上、決定すること。

2 業務要件

2.1 基本的な考え方

本業務の基本的な考え方は、既存機器の更新であり、更新の対象機器は以下のとおりとすること。

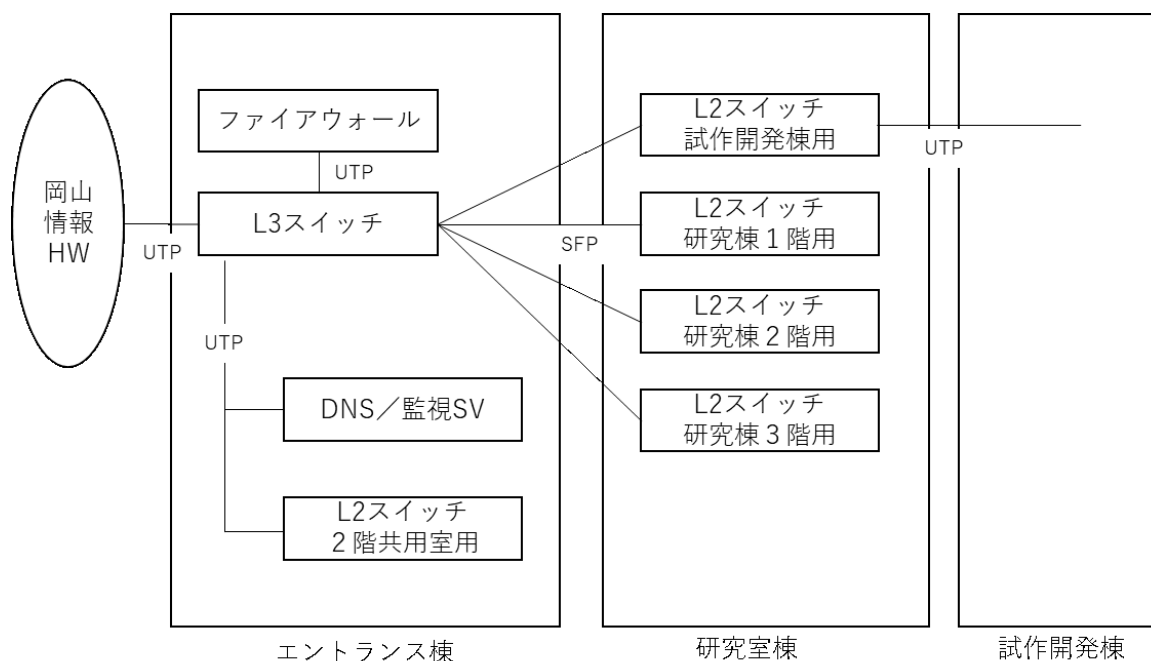
(1) ネットワーク機器

- ア 外部、内部、DMZ向けL3スイッチ（冗長構成）
- イ 研究室棟 1 階L2スイッチ（冗長構成）
- ウ 研究室棟 2 階L2スイッチ（冗長構成）
- エ 研究室棟 3 階L2スイッチ（冗長構成）
- オ 共用室L2スイッチ
- カ 試作開発棟用L2スイッチ
- キ ファイアウォール
- ク ネットワーク監視サーバ
- ケ UPS

2.2 ネットワーク機器更新要件

- (1) 既存機器の通信量や負荷等を鑑み、本業務で構築するネットワーク構成は、可能な限り、VLAN等の技術を利用する等により、必要最低限の物理機器の台数となるようにすること。なお、本業務で構築するネットワークの物理構成は、以下のとおり想定している。

想定ネットワーク構成



- (2) 想定機種は以下の通りとする。なお、製品の販売終了や需給状況の問題で、契約後に後継機や同等以上の機種へ変更が必要な場合は、県へ申し入れの上、承認を得ること。

機器	型番・仕様等	台数
ファイアウォール	FortiGate-120G (Fortinet)	2
L3スイッチ（冗長構成）	UNIVERGE IP8800/S3660-24T4XWSSL-A1 (NEC)	2
L2スイッチ（研究棟 1 階用）	UNIVERGE IP8800/S2630-24T4XW (NEC)	2
L2スイッチ（研究棟 2 階用）	UNIVERGE IP8800/S2630-24T4XW (NEC)	2
L2スイッチ（研究棟 3 階用）	UNIVERGE IP8800/S2630-24T4XW (NEC)	2
L2スイッチ（2 階共用室用）	UNIVERGE IP8800/S2630-24T4XW (NEC)	1
L2スイッチ（試作開発棟用）	UNIVERGE IP8800/S2630-24T4XW (NEC)	1
ネットワーク監視サーバ	Express5800/R110m	1

- (3) 原則として、ネットワークラックや光ファイバーケーブル、UTPケーブル等のケーブル類は、既存のものを利用することを想定しているが、本業務の実施を進めるにあたり、新規に光ファイバーケーブルやUTPケーブルの配線が必要となることが判明した場合は、本業務の範囲で対応すること。
- (4) 本業務で構築するネットワークは、既存のネットワークと同様、外部ネットワーク（UNTRUST）、DMZネットワーク、内部ネットワーク（TRUST）の3種類のネットワークとすること。なお、既存のネットワークと構成するIPアドレス等が変わらないようにすること。
- (5) エントランス棟に設置するファイアウォール、外部、内部、DMZ向けL3スイッチ及び研究室棟に設置する研究室棟 1 階L2スイッチ、研究室棟 2 階L2スイッチ、研究室棟 3 階L2スイッチは冗長化すること。
- (6) 少なくとも、エントランス棟に設置するL3スイッチ、ファイアウォール、監視サーバ、研究室棟に設置する各階用のL2スイッチはUPSから電源を供給できるようにすること。

2.3 実行体制

受託者は、プロジェクトの実行にあたって、作業者のみでなく以下(1)～(3)の構成員を配置し、スムーズな進行に配慮すること。構成員の役割を兼務することは可能とするが、プロジェクトに支障が出ないよう人員配置すること。

(1) プロジェクトマネージャー

役割：プロジェクト全体管理、(2)、(3)の構成員の統制、指示、県との窓口

(2) プロジェクトリーダー

役割：ネットワーク設計、作業計画立案、ネットワーク環境整備の工程管理、SI作業要員の統制管理

(3) 現場責任者

役割：機器入替え作業時の現場作業の安全、工程、品質管理

やむを得ない事情で体制に変更が生じる場合は、都度作業体制図を提出し、県の承認を得ること。

2.4 機器保守要件

ネットワークを構築するにあたって、必要となる情報収集及び設計資料の作成を行うこと。それぞれの工程で得られた情報を成果物としてまとめたうえで、県の承認を得ること。

- ・ P J 管理 : プロジェクト計画の提出、WBS・進捗管理、定例会等の実施
- ・ 現地調査 : 現行ネットワークに関して、設定に必要な情報収集を行うこと。
- ・ 要件定義 : 既存ネットワーク環境を把握・分析し、要件確認書の作成を行うこと。
- ・ 基本設計 : 現地調査、要件定義で得られた情報を踏まえたネットワーク全体の設計、および基本設計書の作成を行うこと。
- ・ 運用設計 : 本業務完了後の運用において、システム全体の運用上必要となるフロー、手順を整理したマニュアルを作成すること。
- ・ 詳細設計 : ネットワーク構成図（物理・論理）、詳細設計書（パラメータシート等）を作成し、県の承認を得ること。
- ・ テスト設計 : 既存機器との切替えが発生するため、切替得に伴う影響を十分考慮したうえで、単体テスト、結合テスト、総合テスト計画を立てること。
- ・ 構築 : 設計内容に基づいて、設定作業を実施すること。また単体試験、結合試験を実施すること。
- ・ 設置・切替 : 現地作業にあたっての作業計画を作成し、県の承認を得ること。また、その計画に基づき、現地作業を実施すること。

機器の設置にあたって、落下や、職員、利用者が通常利用において怪我をすることのないように取り付け方法について十分配慮すること。

機器の設置完了後、速やかに本業務で導入したネットワーク機器等をネットワーク監視装置へ登録し、障害発生時や特定のアラート発生時に通報できるように設定すること。また、上位装置、下位装置との接続関係がわかるように設定すること。

2.5 機器設置・撤去要件

- (1) 電源及び通信ケーブルは該当機器のものであると識別できるよう、両端にタグを取り付けること。
- (2) 機器本体の前面に識別用のラベルを貼り付けること。
- (3) 電源設備、及びサーバ室内を除く通信ケーブルについては既設のものを流用すること。ケーブル類は再結束可能なバンド等を用いて束ねること。
- (4) ネットワーク切替後、既存導入機器の取り外しを行うこと。

2.6 ネットワーク切替要件

- (1) ネットワークの切替えにあたって、入居者がネットワークを利用できない等の影響が極力出ないよう、休日、夜間等を利用するなどして実施すること。なお、ネットワーク停止の案内等は、本県から実施する。
- (2) ネットワーク切替えの際、既存ネットワーク事業者の立会い、切替に伴う設定変更を受注者から依頼すること。また、万が一切替えに影響が出た際の切り戻しも考慮したうえで依頼すること。
- (3) ORIC入居者等において、パソコンの設定等が必要となる場合は、対応すべき事項を列挙し、変更内容等を記載した資料を作成すること。

2.7 機器保守要件

本業務で導入する物理機器には、少なくとも6年間は、メーカー等によるサポートや故障対応等の機器保守を受けられるようにすること。

なお、ソフトウェアのバージョンアップ、リビジョンアップ、修正パッチの適用作業は対象外とする。

保守サービス品質を確保するため、受託者は運用保守開始後、以下の体制を取れること。

(1) 障害受付窓口

役割：障害発生時にORICからの障害連絡の受付窓口（24時間365日受付）

(2) 保守サービス拠点

役割：① 岡山県内に事業所を有すること

② 障害原因の切り分け、故障機器の交換、コンフィグ復旧、動作確認（24時間365日）

③ 問合せ対応（月1回程度）、導入機器の脆弱性への対処（年1回程度）

なお、本契約に機器の運用保守開始後の契約は含まない（別途、ORICと調整、契約とする）。

3 品質保証・機密保護

3.1 品質保証・情報セキュリティ保護

作業品質、および情報セキュリティ保護の観点から、受託者は契約までに以下の認証を取得済みであること（受託者ホームページ等で確認できること）。

- ・品質マネジメントシステム（ISO 9001）
- ・環境マネジメントシステム（ISO 14001）
- ・情報セキュリティマネジメントシステム（ISO 27001）
- ・プライバシーマーク取得
- ・経済産業省 DX 認定取得

3.2 秘密の保持

本業務の遂行上知り得た秘密を他者に漏らしてはならない。また、成果物（業務の過程で得られた記録等も含む）を県の許可なく第三者に閲覧させてはならない。

3.3 資料・データの取扱い

本業務の遂行のために県が提供した資料及びデータ等は本業務以外の目的で使用してはならない。また、これらの資料及びデータ等は本業務終了時に県に返却すること。

なお、県の許可を得て複製した資料についても同様の扱いとし、本業務終了時に速やかに廃棄処分すること。

3.4 個人情報

個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）を取り扱うに当たって、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

（別紙）個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等関係法令の規定に従い個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（責任体制の整備）

第2 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（作業責任者等の届出）

第3 乙は、この契約による個人情報の取扱いに係る作業責任者、作業従事者及び作業場所を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業責任者、作業従事者又は作業場所を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

（秘密の保持）

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならないこと、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

（教育の実施）

第5 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識その他この契約による業務のうち個人情報を取り扱うもの（以下「個人情報取扱業務」という。）を適切に実施するために必要な事項に関する教育及び研修を作業責任者及び作業従事者全員に対して実施しなければならない。

（収集の制限）

第6 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（個人情報の適正管理）

第7 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該個人情報の適正な管理のため、次に定めるところにより、その管理を行わなければならない。

一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室する者の管理が可能な保管室で厳重に当該個人情報を保管すること。

二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、当該個人情報が記録された資料等を作業場所から持ち出さないこと。

三 当該個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。

四 甲の指示又は承諾がある場合を除き、甲から提供された個人情報が記録された資料等を複製し、又は複写しないこと。

五 当該個人情報を電子データで保管する場合は、当該電子データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録された電子データの正確性について、定期的に点検すること。

六 当該個人情報を管理するための台帳を整備し、当該個人情報の利用者、保管場所その

他の当該個人情報の取扱いに関する状況を当該台帳に記録すること。

七 作業場所に、私用のパソコン、記録媒体その他私用の物を持ち込ませないこと。

八 当該個人情報を利用する作業を行うパソコンに、当該個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないソフトウェアをインストールしないこと。

(利用及び提供の制限)

第8 乙は、甲の指示又は承認がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を用この契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

2 乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行い、甲から個人情報を提供された場合は、甲に当該個人情報の預り証を提出しなければならない。

(再委託)

第9 乙は、甲の承認がある場合を除き、個人情報取扱業務を第三者に再委託してはならない。

2 乙は、個人情報取扱業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報、再委託先における個人情報の取扱いの安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、あらかじめ書面により再委託する旨を甲に申請し、その承認を得なければならない。

3 前項の規定により個人情報取扱業務の一部を再委託する場合は、乙は、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先との契約において、甲及び乙の再委託先に対する管理及び監督の手段及び方法を具体的に定めなければならない。

5 乙は、再委託先に対して、再委託した個人情報取扱業務の実施状況を管理し、及び監督するとともに、甲の求めに応じて、管理及び監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第10 乙は、個人情報取扱業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、当該労働者に個人情報取扱業務を適正に実施するために必要な義務を遵守させなければならない。

2 前項に規定する場合において、乙は、甲に対して、当該労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の返還又は廃棄)

第11 乙は、この契約による業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報及び当該個人情報が記録された資料等は、業務完了後、甲の指示に基づいて甲に返還し、廃棄し、又は個人情報を消去しなければならない。

2 乙は、第1項の規定による資料等の廃棄又は個人情報の消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

3 乙は、第1項の規定により資料等を廃棄する場合は、当該資料等を物理的に破壊する等記録された個人情報を判読し、復元することができないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合は、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報を判読し、復元することができないように確実に消去しなければならない。

(点検の実施)

第12 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報

の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

(監査及び検査)

第13 甲は、個人情報取扱業務について、第1から第14までの規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを検証し、及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 甲は、前項に規定する目的を達するため、乙に対して必要な情報の提供を求め、又は個人情報取扱業務の実施に関して必要な指示をすることができるものとし、乙は、これに従わなければならない。

(事故時の対応)

第14 乙は、この契約による業務に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、当該事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容及び件数並びに当該事故の発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 甲は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第15 甲は、乙が第1から第14までに定める義務を履行しない場合は、この契約に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第16 乙の故意又は過失の有無を問わず、乙がこの契約の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

(注) 1 甲は委託者である岡山県を、乙は受託者を指す。